

令和7年度 掛金・負担金率一覧表

(単位：%)

費用の区分	適用の区分	適用の区分		掛金(保険料)率	負担金率	計
		一般等	短期			
短期経理	75歳未満の組合員	○	○	49.4	49.4	98.8
	調整負担金			—	0.1	0.1
	公的負担金			—	0.87	0.87
	75歳以上の組合員			2.52	2.52	5.04
	公的負担金			—	0.87	0.87
介護保険	40歳以上65歳未満の組合員	○	○	7.6	7.6	15.2
厚生年金保険経理	70歳未満の組合員	○	—	91.5	91.5	183.0
	基礎年金拠出金に係る公的負担金			—	41.5	41.5
退職等年金経理	組合員	○	—	7.5	7.5	15.0
経過的長期経理	組合員(労組専従者を除く)	○	—	—	0.0939	0.0939
保健経理	組合員	○	○	2.1	2.1	4.2
業務経理	事務費負担金	○	○	一般組合員等：月額 893円 年額 10,716円 短期組合員：月額 422円 年額 5,064円 (組合員1人当たり)		
	子ども・子育て拠出金	○	—	3.6		

- (注1) 短期組合員については、年金給付の適用はありません(厚生年金保険は日本年金機構での適用となります。)。
 (注2) 標準期末手当等(期末手当・勤勉手当・特定任期付職員業績手当・任期付研究員業績手当)に係る掛金(保険料)・負担金は同一月に支給された期末手当等の額を合算し千円未満を切り捨てた金額を基礎として算出します。
 (注3) 短期経理の調整負担金は、短期給付に係る掛金率の著しい不均衡を調整するための拠出金に充てる負担金です。
 (注4) 短期経理の公的負担金は、育児・介護休業手当金に係る負担金です。
 (注5) 業務経理の子ども・子育て拠出金は、児童手当の支給に要する費用の一部として、対象者(在職派遣職員等)のいる所属所に負担いただきます。

追加費用	10.1%	厚生年金分 経過的長期給付分	9.0% 1.1%	恩給組合条例給付払込金	令和6年度標準報酬等合計額の約0.004%程度
(水戸市)	11.8%	厚生年金分 経過的長期給付分	10.5% 1.3%	特定健康診査等負担金	令和7年4月1日時点の組合員1人につき 194円

- (注6) 追加費用・恩給組合条例給付払込金・特定健康診査等負担金は令和7年9月30日までに納入いただきます。
 (注7) 追加費用は令和7年4月1日時点の標準報酬月額総額を用いて算定します(短期組合員は算定の基礎に含みません。)。
 (注8) 恩給組合条例給付払込金は旧恩給組合に加入していた市町村(一部事務組合を含む。)が負担します。
 令和6年度中における各月の標準報酬月額の総額に、標準期末手当等の総額を加算した額を用いて算定します(短期組合員は算定の基礎に含みません。)。

○在職派遣職員、退職派遣職員、労組専従者及び独立行政法人に係る負担金の負担先は下表を参照してください。

負担金の種類	在職派遣職員		退職派遣職員		労組専従者		独立行政法人	
	派遣元	派遣先	派遣元	派遣先	公共団体	職員団体	出資元	独法
短期経理	短期負担金	—	○	—	—	○	—	○
	調整負担金	○	—	—	—	○	—	○
	公的負担金	○	—	—	—	○	—	—
介護負担金	—	○	—	—	—	○	—	○
厚生年金保険料(所属所負担分)	—	○	—	○	—	○	—	○
基礎年金拠出金に係る公的負担金	○	—	○	—	○	—	○	—
退職等年金負担金	—	○	—	○	—	○	—	○
経過的長期負担金	—	○	—	○	—	—	—	○
保健負担金	—	○	—	—	—	○	—	○
業務負担金	○	—	○	—	○	—	○	—
子ども・子育て拠出金	—	○	—	○	—	○	—	○

※派遣職員には、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、地方公共団体の条例上の取扱いにより、公務員としての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事する「在職派遣職員」と、職員が退職したうえで一定の営利法人の業務に従事する「退職派遣職員」があります。
 ※独立行政法人に係る追加費用・恩給組合条例給付払込金については、出資元が負担します。